様式第３

令和７年自転車指導啓発重点地区及び路線

東警察署

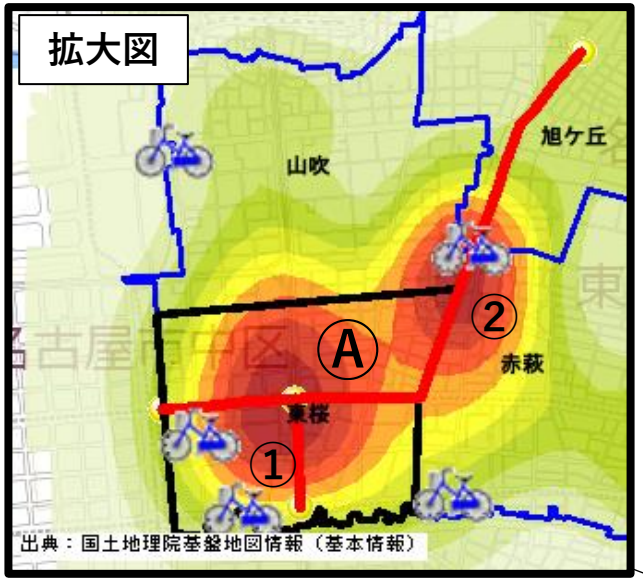

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1　歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

2　ながら運転は危険！

片手運転になったり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！

3　「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。

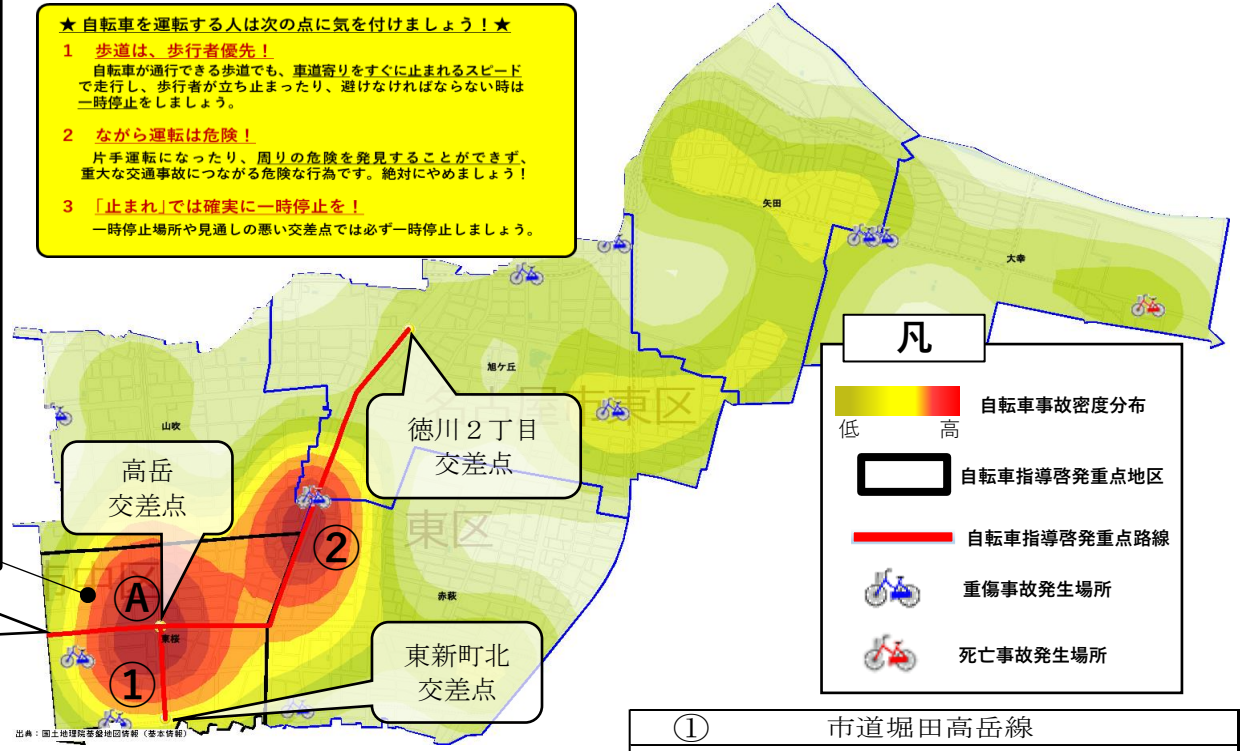

愛知県警察

Ⓐ　【重点地区】
東桜交番管内
選定理由
市内の中心部への動線上にあり、全年齢層の自転車利用者に対する各種取組を実施する必要があるため。

自転車事故件数			
区　　分	R4.1 ～R6.10	東警察署 管内	
		重傷事故	死亡事故
自転車関連事故	328	10	1

①　市道堀田高岳線			
東新町北交差点	～	高岳交差点	400 m
選定理由			
通勤・通学時間帯における自転車利用者が多数あり、高岳交差点が自転車関連の交通事故多発交差点であるため。			

②　国道１９号			
徳川２丁目交差点	～	桜通久屋東交差点	2,500m
選定理由			
朝晩の通勤時間帯における全年齢層の自転車利用者の交通事故が多発しているため。			